

金銭の貸付利息及び外貨証券取得等に係る利子又は配当金の支払の受領報告書

( 年 月分)

財務大臣 殿  
(日本銀行経由)

報告年月日： \_\_\_\_\_  
報告者： (18-22) \_\_\_\_\_  
名称及び代表者の氏名 \_\_\_\_\_  
所在地 \_\_\_\_\_  
責任者記名押印 \_\_\_\_\_  
又は署名 \_\_\_\_\_  
担当者の氏名(電話番号) \_\_\_\_\_

(単位：千米ドル)

国名	金銭の貸付利息						配当金				債券利子						収益分配金	
	555		うち金融子会社以外の子会社との取引				子会社配当金		その他の配当金		長期		うち金融子会社以外の子会社との取引		短期			599
			552		551		554		556									
	23	25	26	37	38	49	50	61	62	73	74	85	86	97	98	109	110	121
米 国	304																	
カナダ	302																	
オーストラリア	601																	
ス イ ス	215																	
ベルギー	208																	
フランス	210																	
ドイツ	213																	
イタリア	220																	
ルクセンブルク	209																	
オランダ	207																	
イギリス	205																	
香 港	108																	
シンガポール	112																	
合 計																		

- (記入要領) 1 「責任者記名押印又は署名」欄には、報告の提出について授權された者が記名押印又は署名すること。  
2 国別区分は、原取引(支払の受領の原因となった取引をいう。)の相手方の所在国又は地域によること。ただし、原取引の相手方による区分が困難な場合には支払の受領の相手先の所在国又は地域により区分して差し支えない。  
3 「長期」欄には原契約期間等が1年を超えるものを記入し、「短期」欄には原契約期間等が1年以内のものを記入すること。  
4 米ドル以外の通貨については米ドルに換算の上、記入すること。  
5 記入欄が不足する場合には、適宜欄を追加し、又は本様式を用いて当該不足する欄のみを記入し次業として報告すること。